

公益財団法人千里リサイクルプラザ平成27年(2015年)第2回理事会議事録

1. 開催日時 平成27年5月12日(火)午前10時30分から同11時30分まで
2. 開催場所 吹田市資源リサイクルセンター C棟5階 会議室3
3. 理事現在数 11名
4. 理事定足数 6名
5. 出席理事数 9名
岡本 昌則 羽間 紀雄 岸 勝司 梶谷 尚義 小南 康隆
三田 和司 土屋 正春 湯川 求 吉川 英次
6. 欠席理事 寺西 重博 安田 博明
7. 出席監事 植良 隆文
8. 欠席監事 竹原 道幸
9. 会議の目的事項
決議事項 第4号議案 公益財団法人千里リサイクルプラザ嘱託職員就業規則の一部改正の件
第5号議案 平成26年度(2014年度)事業報告及び決算の件
第6号議案 平成27年(2015年)定時評議員会招集の件

10. 会議の概要

(1) 議長の確認

冒頭で坪田一美次長が司会となり、本日の議長は定款第37条の規定により岡本昌則理事長が務める旨を報告した。

(2) 定足数の確認

議長は、本日の出席理事数が9名で定足数を満たしており、本日の理事会が有効に成立していることを報告した。

(3) 議案の審議状況及び議決結果

①第4号議案「公益財団法人千里リサイクルプラザ嘱託職員就業規則の一部改正の件」

議長は第4号議案を事務局にその説明を求めたので、坪田一美次長が次のように説明した。

第4号議案につきましては、嘱託職員の休業補償及び災害補償の規則を整備するものである。嘱託職員の業務災害等による休職期間中の給与の全額支給規定及び休業補償の付加給与規定については、一般労働者と比べ厚遇となっているため、削除するものである。と説明した。

議長が質問及び意見を求めたところ、質問及び意見がなかったので採決を諮ったところ、満場一致をもって第4号議案は承認可決された。

②第5号議案「平成26年度(2014年度)事業報告及び決算の件」

議長が議案について事務局に説明を求めたので、事業報告については近藤均参事と尾崎昇二主幹が、計算書類については天野美晴主査がそれぞれ議案書を基に順次説明した。

議長が質問及び意見を求めたところ、質問及び意見がなかったので採決を諮ったところ、満場一致をもって第5号議案は承認可決された。

③第6号議案「平成27年(2015年)定時評議員会招集の件」

議長は第6号議案を事務局にその説明を求めたので、坪田一美次長が次のように説明した。

定時評議員会を招集するため定款第18条第1項の規定により理事会の議決を求める。

開催日時：平成27年5月29日(金)午後1時30分

開催場所：吹田商工会議所会館 2階 第1会議室

目的である事項：(1)定款の改正の件

(2)役員及び評議員の報酬に関する規定の一部改正の件

(3)平成26年度(2014年度)事業報告及び決算の件

(4)理事の任期満了に伴う改選の件

(5)監事1名の選任の件

(6)報告事項

と説明した。議長が質問を求めたところ次のような質問があった。

(植良監事)

役員及び評議員の報酬等に関する規則改正において、第3条第2項で非常勤役員の報酬規定を「理事会出席等」から「理事会等出席」に変更している。第3条第3項の同様の表現をしている評議員については従来通り、「評議員会出席等」のままにしている。用語の違いについて説明願いたい。

(中山主査)

第3条第2項につきましては、現行の非常勤役員は理事会出席が主な職務であるため「理事会出席等」としていた。改正案においては理事長、副理事長及び専務理事は非常勤であっても代表理事及び業務執行理事であるため、理事会出席以外の業務が主な職務となるので、「業務に従事した場合」と「理事会等出席」とするものである。また、第3項の評議員にあつては、評議員会出席が主な職務であるため現行通りとする。

(植良監事)

次に、第4条で職員兼務役員を嘱託職員兼務役員に改正するという事だが、それは実態に合わせるということか？ それならば平成26年5月の改正以後、支給の根拠規定を欠いていたことになる。

(中山主査)

現行の職員兼務役員の「職員」には、嘱託職員も含めた職員として適用していたが、当財団では職員規定と嘱託職員規定と両方あるので、職員という表現になると職員給与になってしまう。実態としては嘱託職員の給与を支払っているのも、より明確にするため嘱託職員兼務役員に改正するものである。

(植良監事)

給与の支給根拠の規定については、至急に改正を要し、理事会を招集する暇がない場合は、書面決議という形でも速やかに処理すべきである。ガバナンスをきちんと働かせるのは公益財団法人としてはもっとも重要であると思うので心掛けて欲しい。

次に、監事選任の件であるが、一般法第72条第1項で監事選任議案の評議員会提出は監事の同意を要するが、その手続きはどの様に行うのか？

(坪田次長)

本理事会の中、監事も出席の上、議案書に候補者の名前を上げ同意を得るということでご理解して頂きたい。

(植良監事)

監事選任議案の提出について異議はないが、きっちりと書面をもって行っている団体もある。要式行為ではないため口頭による同意も可能であるが、議事録に載せた上で評議員会に報告された方が良いのではないかと。

(坪田次長)

今回はその文言を議事録にいれる事によって書面に代えさせて頂きたい。

質問が終わり、議長が意見を求めたところ、意見がなかったので採決を諮ったところ、満場一致をもって第6号議案は承認可決された。

(5)その他

議長が、その他について発言を求めたところ、次のような発言があった。

(土屋理事)

計算書類について、理事としてとてもわかりにくい。財団として全体の収支報告書であるのはわかるが、もう少し事業毎の収支報告としてわかりやすい書面にはできないのか。予算に関しても同様な事が言えるのでは。

(天野主査)

計算書類につきましては、当財団が実施している事業毎の区分にして提示していないので確かに判りにくいと思う。会計システムでは予算の段階から細かく分けて積算しているので、数字として出すことは無理ではないが、理事会等で提出する書類となるとかなりの量となるので、その部分をどのような形でお知らせできるかこれから事務局で協議したいと思う。

(岸専務理事)

今まで慣例的に行ってきたが、これを公益法人会計として事業別に一般公開する場合どのように提示するか、参考資料とするかなど、また事務局で検討したいと思う。

(植良監事)

公益法人会計基準の運用指針によって正味財産増減計算書内訳表を作成しているが、その中の公益目的事業を事業毎に細分化することも本来は必要である。事業区分の単位は法人の裁量であるが、自主・受託の区分が必要と考えている。しかしながら指定管理を受けてきている経緯もあり、次の期間迄にはその当たりを整備してもらいたい。土屋理事がおっしゃっているような個々の事業決算という形であれば、事業報告の附属明細書という形で表すことを検討していても良いかもしれない。

(湯川理事)

今の話の中で人件費をどうするのかと言うのが気になる。事業毎で人件費をどう分けるのかというのが一番難しいのではないかと考える。

(植良監事)

内訳表の会計毎に分けるに当たって共通人件費を事業毎に配賦しているので、原則無理ではないと思うが、配賦率として従事割合を適用していることから年度毎に変わる従事者や事業に対応して考えていくのは事務的に難しい課題でもある。

(議長)

土屋理事のおっしゃっているように確かに計算書類は解りづらい。過去、吹田市役所も予算費目に基づいた決算書しか出ていなく解りづらいという指摘があった。結果、市も苦慮しながら事業別決算書をつくったという経緯があり、議員がみても市民がみてもわかりやすい事業別決算書ができた。その事を参考に当財団も事業別決算書を考えていきたいと思う。

その他として、平成27年定時評議員会終了後に理事長他理事の任期満了に伴い、代表理事等選定の第3回理事会の開催をするの事を案内した。

以上をもって議案の審議等を終了したので、議長は午前11時30分に閉会を宣した。

この議事録が正確であることを証するため、定款第39条第2項の規定により、理事長及び監事は記名押印する。

平成27年5月12日

理事長 岡本 昌則



監事 植良 隆文

